

議第56号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「3,500」を「3,700」に、「1,800」を「1,900」に、「2,100」を「2,200」に、「210」を「220」に、「2,000」を「2,100」に、「1,000」を「1,100」に、「1,200」を「1,300」に、「600」を「650」に、「4,100」を「4,400」に、「1,700」を「1,800」に、「850」を「900」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

190	95
240	120
370	190
490	250
870	440
1,200	600
2,000	1,000
1,100	550

を

200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

に改め、同表法第32条第1項第

3号に掲げる施設の項、法第32条第1項第5号に掲げる施設の項及び法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,100」を「4,400」に、「2,100」を

「2,200」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「

3,300	1,700
-------	-------

」を「

3,500	1,800
-------	-------

」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「410」を「440」に、「210」を「220」に改め、同項の次に次の1項を加える。

令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.011$
	その他のもの		$A \times 0.025$

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる器具の項中「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項及び令第7条第9号に掲げる器具の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の京都市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路占用料の適正化を図るとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用物件に、食事施設等を加える等の必要があるので提案する。